

第 95 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 6 年 4 月 16 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 荻野淳会長、加藤将和委員、石黒鮎子委員、鍋田さつき委員、
片山幸久委員、坂井美文委員、新庄剛和委員
(事務局) 建築安全推進課 望月主幹兼管理係長、井関主査
(処分庁) 建築安全推進課 山内課長、磯部指導係長、渡邊副主幹、
弓桁主任技師

4 欠席者 0 人

5 傍聴人 0 人

6 議題等

(1) 議案審議

- 議案第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可 1 件
議案第 2 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可 1 件

(2) 報告事項 (包括許可基準に基づく許可)

- 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可 1 件

7 進行記録

(建築安全推進課 望月主幹兼管理係長進行)

- ・本会議が建築審査会条例第 8 条の規定により公開となっていることを報告

(ここから荻野会長が会議進行)

- ・ 7 人の委員の出席があり、建築審査会条例第 5 条の規定により、半数以上の出席があることから審査会会議が成立していることを報告
- ・【議案第 1 号】の審議に入る前に、会議録の署名を坂井委員と新庄委員に依頼
《会議録の署名について、坂井委員と新庄委員が了承》

(【議案第 1 号】の審議へ)

(処分庁：建築安全推進課)

- ・[磯部係長] が【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
駿河区 (東静岡駅南側)	静岡県知事 川勝 平太	公共用歩廊

(【議案第1号】に関する質疑応答)

・[新庄委員]

道路上分ということで二つの道があるということですが、市道東静岡南口環状線は分かるのですが、市道東静岡南口駅前線は、環状線の道路境界から右側ですか。

・[磯部係長]

そうです。

・[新庄委員]

少しだけ駅前線に入っているということですね。

・[磯部係長]

はい。

・[新庄委員]

許可申請理由書の中で、西側階段が駅舎の中にあるということですが場所はどこですか。また、エレベーターの場所はどこですか。

・[磯部係長]

10 ページ目の東静岡駅の中の左側の1センチ角(南口階段より西側)の部分がエレベーターです。

・[新庄委員]

階段はその東側ですか。

・[渡邊副主幹]

そうです。東側、西側の両側に降りられるようになっています。

・[新庄委員]

このエレベーターと階段で、駅前広場の図書館の建設のみであれば人の流れに支障がないのですが、将来的に商業施設が建設されると混雑が回避できないということですね。

・[磯部係長]

そうです。

・[新庄委員]

建築面積は17㎡で床面積が発生していないということですが、開放性があるため床面積に入っていないということですか。

・[磯部係長]

そうです。

・[新庄委員]

将来的に商業施設ができるということですが、図書館から商業施設に入るということですか。

・[磯部係長]

ペDESTリアンデッキを使って図書館を経由しても商業施設へ行けるように考えているようです。

・[新庄委員]

7ページの配置計画に古代東海道とありますが、ここを工事することはありますか。

・[磯部係長]

7ページの配置計画ですと現在駐車場部分に商業施設の建設を計画していますが、今回建

設するペDESTリアンデッキを經由して来館できるようにしています。現在の計画ですと、図書館の4階テラスデッキの改修部が、ペDESTリアンデッキに接続可能な設計計画となっています。

・[新庄委員]

図書館に入って、図書館の中を移動して商業施設へ行きますか。

・[磯部係長]

図書館の外周のテラスデッキを經由します。

・[新庄委員]

古代東海道には影響しないということでもいいですか。

・[磯部係長]

古代東海道には影響しません。

・[新庄委員]

青写真も描いていませんので、商業施設の詳細な計画はまだですね。

・[磯部係長]

検討はしていますが、詳細な計画は決定していないと聞いております。

・[新庄委員]

図書館の建設予定はいつ頃ですか。

・[磯部係長]

現在、静岡県はまだ公表していないとのことでした。

・[石黒委員]

直接議案に関係するか分かりませんが、東静岡駅周辺ではイベント等があると駐車場に車が溢れます。路上駐車も多いです。計画している図書館の1階に駐車場の整備計画がありますが、商業施設も建設されるとなると、駐車場は足りるのでしょうか。周辺にはあまり駐車場がありません。

・[磯部係長]

附置義務の基準を満たす駐車場の広さは確保しなければなりません。民間施設を誘致した場合には、施設と連結した自走式の立体駐車場の整備を考えているようです。必要台数を確保しつつイベント等で不足する台数も補えるよう計画していると聞いています。

・[石黒委員]

商業施設ができれば、当然自走式の駐車場を整備することはあると思いますが、図書館の利用者が公共交通機関のみを利用するとは限りませんので、十分な駐車場の確保をお願いします。

・[磯部係長]

担当に伝えておきます。

・[片山委員]

階段はありますが、施設に行くには主にペDESTリアンデッキを經由すると思います。計画ですとペDESTリアンデッキの幅は5メートルほどで、許可理由書には交通量を考慮して計画している旨の記載がありますが、行き来するスペースが狭まっているように見えます。この幅は交通量をシュミレーションし、根拠をもって計画されているのでしょうか。

・[磯部係長]

申請書の中の歩行者交通量の検討した資料の中では、グランシップでイベントが開催され

た時に西階段を利用する人の人数の水準を算定をした中でも、建設予定のペDESTリアンデッキを利用した際に支障のない通路幅を確保していることは確認しています。

・[片山委員]

人の動きを予測すると、ペDESTリアンデッキの利用が中心となってくると思います。交通量を考慮した上で十分な通路幅が確保されているのであれば良いと思います。

・[山内課長]

説明を補足します。今回の申請ではペDESTリアンデッキではなく、公共用歩廊を審議対象としています。上空の屋根のかかった部分を通路として、初めて建築物として扱います。ペDESTリアンデッキのみですと工作物となります。屋根がかかったことにより、屋根と一体となって公共用歩廊となっています。新庄委員との質疑にもありましたが、吹き曝しの廊下のため床面積が算入されていません。屋根がかかっていない部分は、通路としての利用や、富士山を見るための憩いのスペースとしても利用を想定していると聞いています。

・[片山委員]

十分なスペースが確保されているということですね。

・[山内課長]

通路としての役割を果たすための幅は確保できているということです。

・[鍋田委員]

今回の申請は道路上の公共用歩廊の案件でしたので、議題は違うかと思いますが、質問します。片山委員の質疑にもありましたが、ペDESTリアンデッキの人の動きの流れに対して階段の幅が小さいと感じます。配置図を見ると、人が西側の駐車場から図書館へ階段またはエレベーターを経由してペDESTリアンデッキに入ってくることを予測すると、この幅では交通量に対応できないと思います。図面で見ると図書館は東側のテラス階段を中心に人が図書館へ入館すると思いますが、西側は人が入ることのできるような設計に見えません。

・[山内課長]

私達は駅と図書館をつなぐ公共用歩廊を議題としています。この階段はペDESTリアンデッキを利用する人が途中でも降りられる階段であり、この階段はメインではありません。図書館は、西側の駐車場からも入れる設計となっています。将来的には商業施設とペDESTリアンデッキで連結されるような計画であると聞いています。

・[鍋田委員]

現在の図面は途中の段階で、西側もペDESTリアンデッキが建設される予定なのですね。

・[山内課長]

図面記載の階段を利用して出入りするのではなく、途中で降りる人が利用するために設置しています。

・[鍋田委員]

図面に記載されているペDESTリアンデッキ部分のドット柄の部分やスロープ状のものが何か、メンテナンス通路がどこなのか分かりません。断面図等ありますが、どのような構造なのか教えてください。

・[磯部係長]

ドット柄の部分は植栽が入る計画です。マイナス 400 と書いてある部分は、一段下がって、

そこに座りながらガラス越しに富士山を眺められるような場所になっています。

・[鍋田委員]

展望台になるということですね。

今回の許可申請理由に防火上、安全上問題ないと認められるものと記載があります。東静岡駅のペデストリアンデッキとつながる部分にエキスパンションジョイントが使用されており、エキスパンションジョイントの役割は地震が起きた時に外れて振動を伝えないようにすることですが、外れた際に道路上に落ちる場合は安全性が認められないと思います。落ちるのではなく、外れる構造で良いでしょうか。

・[磯部係長]

立面図を見ていただくと、東静岡駅の駅舎とペデストリアンデッキをつなぐ部分にあるのですが、地震があった際にエキスパンションジョイントが落下すると危険ですので、外れたとしても落下しない構造になっています。

・[鍋田委員]

グレーチングも含めて落下しない構造であることを確認済ということですね。

・[渡邊副主幹]

動いて衝突しないような構造となっており、落ちる可能性のあるグレーチング等は鎖等で繋いで落下防止処置をしています。

・[鍋田委員]

図面を見ると、合わせガラスの網入りガラス、強化ガラスの手すりも日本建築学会の定めるタイプを使用していますが、網入りガラスはガラスが飛散しないようになっているものであり、落下しないという理解で良いでしょうか。

・[磯部係長]

そうです。

(他に質問等がなく議案第1号の採決へ)

・[荻野会長]

それでは議案第1号「建築基準法第44第1項第4号の規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員異議なし)

・[荻野会長]

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第1号を原案のとおり承認します。

(続いて【議案第2号】の審議へ)

(処分庁：建築安全推進課)

・[磯部係長] が【議案第2号】について説明

申請場所	申請者	用途
清水区(街区公園内)	静岡市長 難波 喬司	公衆便所

(【議案第2号】に関する質疑応答)

・[新庄委員]

街区公園ということで、もっと開放されているイメージでしたが、公園の周りに2mのフェンスが張り巡らされているのですね。

・[弓桁主任技師]

通常、公園として門扉が24時間開放されていますが遊水地もあり大雨の際には立ち入りを禁止することがあります。

・[新庄委員]

東側にも門扉がありますが、出入り箇所は基本的に西側の一か所のみですか。

・[弓桁主任技師]

そうです。基本的には西側の道路側が出入口です。

・[新庄委員]

24時間中には入ることができ、貯水機能も果たすということですね。

・[石黒委員]

ここは現在も公園ですか。

・[弓桁主任技師]

現在は公園ではなく、高架下の空き地となっています。高架下を有効活用する計画がある中で地元からの要望により公園を整備することになりました。4月から工事が着工され、8月に工事完了予定であると聞いています。

・[石黒委員]

公園として整備完了後も周りのフェンスは撤去しませんか。

・[弓桁主任技師]

撤去しません。公園利用者の安全性も兼ねて、フェンスは設置されたままの予定です。

・[石黒委員]

側道は交通量が多いですからね。

・[鍋田委員]

高架下はたくさんありますが、なぜ今回の場所を選んだのでしょうか。

・[弓桁主任技師]

ここを多目的利用地として国の使用許可が下りたことと、高架下の有効活用計画があった状況の中、地元から要望があったため、市として公園を整備することとなりました。

・[鍋田委員]

公募はされたのでしょうか。

・[弓桁主任技師]

公募をしたかどうかは聞いておりません。

・[鍋田委員]

どのような使い方をされる予定ですか。

・[弓桁主任技師]

自治会の利用などを想定していると聞いています。

・[鍋田委員]

ボールが外に出ないようにする等公園整備は難しいと思いますが、安全性等協議をされたのでしょうか。

・[弓桁主任技師]

所管課が地元との協議を進めたと聞いています。高架下の公園としての占有許可についても所管課で協議しています。

・[鍋田委員]

他の地域の自治会が希望すれば他の高架下の利用も可能ですか。

・[弓桁主任技師]

現在のところ、他の自治会から要望があるという話は聞いていませんが、今後今回のように高架下が整備される可能性はあると思います。

(他に質問等がなく議案第2号の採決へ)

・[荻野会長]

それでは議案第2号「建築基準法第44第1項第2号の規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員異議なし)

・[荻野会長]

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第2号を原案のとおり承認します。

(続いて「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」の審議へ)

(処分庁：建築安全推進課)

・[荻野会長]

次第2の(2)「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」です。これは、令和6年2月21日から令和6年3月20日までの期間における包括許可に関するものです。処分庁より報告をお願いします。

・[弓桁主任技師]が【包括許可(1件)】について説明

【資料により包括許可(1件)について説明】

・[荻野会長]

只今の報告について、何かご質問ありますか。

【特に質問なし】

・[荻野会長]

以上をもちまして第95回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員